

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

①日本交通技術株式会社：東京都台東区上野7-11-1

(法人番号：7010501018351)

②丸栄調査設計株式会社：三重県松阪市大口町102-2

(法人番号：3190001010522)

③大日コンサルタント株式会社：岐阜県岐阜市藪田南3-1-21

(法人番号：9200001003031)

④株式会社トーニチコンサルタント：東京都渋谷区本町1-13-3

(法人番号：4011001015552)

⑤ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社：愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10

(法人番号：2180001046337)

2 指名停止の期間

①②：令和8年3月16日～令和8年7月15日（4か月）

③④⑤：令和8年3月16日～令和8年5月15日（2か月）

3 指名停止の措置対象地区

関東甲信地区、北陸地区、中部地区、近畿地区

4 事実概要

当該業者らは公正取引委員会により、令和7年12月19日、特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第5号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～4 省略	省略
(独占禁止法違反行為) 5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき (次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として2か月以上9か月以内
6～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)